

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照表

○水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）

（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二（第九条の三関係）			
備考 （略）	有害物質の種類 カドミウム及びその化合物 （略）	基準値 一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム （略）	有害物質の種類 カドミウム及びその化合物 （略）
	（略）	（略）	基準値 一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム （略）

○排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第一条関係）			
備考 (略)	有害物質の種類	有害物質の種類	有害物質の種類
	カドミウム及びその化合物 (略)	カドミウム及びその化合物 (略)	カドミウム及びその化合物 (略)
備考 (略)	許容限度	許容限度	許容限度
	○三ミリグラム 一リットルにつきカドミウム○・	一ミリグラム 一リットルにつきカドミウム○・	一リットルにつきカドミウム○・